

(社)日本設計工学会北陸支部教育推進賞 規定

1. 総則

- 1 - 1 日本設計工学会北陸支部に,日本設計工学会北陸支部教育推進賞を設ける(以下,教育推進賞という)。
- 1 - 2 教育推進賞は,設計工学の分野で工業・工学教育,設計教育,創造性教育などに関する優れた業績を上げた研究者・技術者・教育者に対して,その精進と努力に報い,かつ将来の発展を期待して贈賞する。
- 1 - 3 受賞の対象となる者は,以下の項目をすべて満足すること。
 - (1) 当該年度の研究発表講演会で発表した講演者であること。
 - (2) 北陸支部に所属している正会員,学生会員または賛助会員であること。
ただし,受賞の対象となる教育成果発表が北陸支部所属時に行ったものであれば,現在他支部に所属していても応募は妨げない。
- 1 - 4 贈賞は原則として毎年1件程度とする。該当者なしの年があってもよい。

2. 審査委員会

- 2 - 1 審査委員は北陸支部幹事会が依嘱した者とし,審査委員長は支部長がこれにあたる。
- 2 - 2 審査方法は「北陸支部教育推進賞審査細則」に定める。
- 2 - 3 審査委員長は審査委員会を主催し,次回幹事会にてこれを報告する。

3. 表彰

- 3 - 1 表彰は原則として支部研究発表講演会会場にて行う。
- 3 - 2 表彰には賞状を贈る。

附記

本会則は平成18年4月1日より施行する。

(平成18年度第1回幹事会(2006/6/17)にて承認)

(社)日本設計工学会北陸支部教育推進賞審査細則

1. 日本設計工学会北陸支部庶務幹事(以下,庶務幹事という)は全候補者リストを作成して審査委員に配布する.
2. 日本設計工学会北陸支部幹事会は予め合議により,審査委員を依頼する.
3. 審査委員は講演会開始後直ちに審査を開始し,講演会中に審査を終え,庶務幹事に審査結果を報告する.
4. 審査委員は審査対象の講演の中から,最も優れた講演1件を推薦する.
なお,審査にあたっては,〔1.独創性,2.工学的寄与とその波及効果,3.発表のわかりやすさ,4.質疑応答の態度,5.発表資料の準備状況,6.努力度〕などを総合的に判断する.
5. 庶務幹事は審査結果を審査委員会に報告し,合議の上,直ちに受賞者を決定する.
6. 表彰式は原則として支部研究発表講演会会場にて行う.
7. 庶務幹事は審査経過を次回幹事会および支部総会にて報告する.

附記

本細則は18年4月1日より施行する。

(平成18年度第1回幹事会(2006/6/17)にて承認)